

平成24年12月7日

日本関税協会門司支部長 殿

門 司 税 関

監視部長 中村 功

業務部長 鶴巻 嘉一

年末年始期間中における輸出入通関等について

貴会会員の皆様方には、平素から税関行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、門司税関では、平成24年12月29日（土）から平成25年1月3日（木）までの年末年始期間中、輸出入通関事務等について下記のとおり取り扱うこととしております。

年末年始期間中における輸出入通関事務等の業務処理を円滑に行うには、通関業者等直接税関手続に携わる方々のご協力が必要なことはもちろんですが、輸出入者等関係者のご理解とご協力が不可欠と思われま

す。つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、貴会会員及び輸出入者等関係者への周知並びに協力依頼のほどよろしくお取り計らい願います。

記

1 年末年始期間中に職員が常駐する官署等

年末年始期間中は、下関税関支署、博多税関支署、福岡外郵出張所及び福岡空港税関支署において、別表に掲げる日時に通関担当職員を常駐させ、輸出入通関事務等

2 その他の官署における対応

上記1以外の官署につきましては、年末年始期間中は閉庁とさせていただきます。

なお、閉庁ではありますが、臨時の執務の要請には対応することとしておりますので、あらかじめ税関の担当窓口

3 輸出許可書の訂正手続等

(1) 下関税関支署及び博多税関支署において、通関担当職員が常駐していない時間帯等に、輸出許可書又は積戻し許可書を訂正する必要がある場合で、「船名・数量等変更申請書」(税関様式C第5200号)による次のもの、及びその手続に係る臨時の執務を求める届出の受理に限り、各税関官署の監視部門窓口において手続を行うことができます。

- イ 船名の変更
- ロ 積込港の変更(積込港変更を伴う運送承認を含む。)
- ハ 出港予定日の変更
- ニ コンテナ詰場所の変更
- ホ その他の単純なミスの訂正

(2) 本関及び田野浦出張所において交付を受けた輸出許可書又は積戻し許可書を訂正する必要がある場合、上記(1)イ～ホの事務、及びその手続に係る臨時の執務を求める届出の受理に限り、本関監視部において手続を行うことができます。

4 業務量の事前把握

年末年始期間中の業務処理を円滑に行うため、各税関官署においては、輸出入通関事務等の業務予定を把握するため、申告予定等の調査を行わせていただく予定にしておりますので、ご協力をお願いします。

(別表) 通関担当職員が常駐する官署及び常駐時間帯

	下関税関支署	博多税関支署	福岡空港 税関支署	福岡外郵 出張所
12/29(土)	08:30~17:00	08:30~17:00	00:00~24:00	03:30~22:00
12/30(日)				
12/31(月)				
1/1(火)	なし	なし		
1/2(水)	08:30~17:00	08:30~17:00		
1/3(木)				

注) 常駐時間帯以外は、臨時の執務の要請があった場合に対応いたします。

福岡外郵出張所は、国際郵便物の通関関係事務のみを行っており、電話での相談等は受け付けておりません。